

<新型コロナウイルス(COVID-19)による専門医更新 特別措置について>

COVID-19 の感染拡大を受け、2024 年 4 月～6 月の心臓血管麻酔専門医更新申請において特別措置(1 年間の猶予)をとることと致します。更新 特別措置による 1 年間の延長申請を希望される方は、下記をご参照下さい。

[更新 特別措置申請対象者]

2024 年 4 月～6 月心臓血管麻酔専門医更新申請対象者(認定期限:2025 年 3 月 31 日まで)で、特別措置による1年間の猶予を希望する方。

[更新 特別措置申請方法]

1. 2024 年 4 月 1 日～2024 年 6 月 30 日
心臓血管麻酔専門医更新延長申請書(特別措置)1 枚を事務局へ提出(郵送)
※心臓血管麻酔専門医更新延長申請書(特別措置)は[こちら](#)
2. 2025 年 4 月 1 日～2025 年 6 月 30 日
心臓血管麻酔専門医更新申請の申込・審査料振込・書類提出

<書類送付先>

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-40-17 本郷若井ビル 5 階

一般社団法人日本心臓血管麻酔学会 事務局

[更新 特別措置の実績対象期間]

実績の対象期間は 6 年間(2019 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)となります。

- ・[経験症例]申請年の 4 月 1 日から過去 5 年間(→過去6年間)に 100 症例あること。
- ・[業績実績]申請年の 4 月 1 日から過去 5 年間(→過去6年間)で日本心臓血管麻酔学会学術大会参加による点数 60 点以上、かつ学会発表、論文発表、学会誌査読、講習会・セミナー出席の点数 40 点以上の、合計 100 点以上を取得すること。

ただし、

- ・2021 年度・2022 年度・2023 年度の特別措置申請を承認されている場合は 9 年間
- ・その他、留学や出産等で延長の承認をされている場合は、最大 11 年間の実績が対象となります。

[その他 注意事項]

特別措置申請をされた方は、更新申請の際、「更新時 書類送付時チェックシート」「業績目録(更新用)」において「特別措置」の書式をご使用下さい。

※申請書類ダウンロードは[こちら](#)

尚、通常通り5年間の実績で提出される方の変更点はありません。ホームページの申請要領に沿って申請をお願い致します。

以上